

平成 29 年 1 月 25 日

各 位

会社名 株式会社デジタルデザイン  
代表者名 代表取締役社長 星川 征仁  
(コード：4764 JASDAQ)  
問合せ先 代表取締役 碓 利之  
(TEL.03-5259-5300)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、下記のとおり、平成 29 年 1 月 25 日に有価証券上場  
規程第 508 号第 1 項第 1 号に基づき、「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号  
に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

#### 記

株式会社デジタルデザイン（以下「同社」という。）は、2017 年 1 月 6 日に、同社株主により  
臨時株主総会の招集請求が行われている中で、臨時株主総会の基準日の取り消し及び開催日の  
変更（以下「基準日の取り消し等」という。）並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の  
発行を中止すること（以下「第三者割当の中止」という。）について開示しましたが、同社は、  
2016 年 12 月 29 日に基準日の取り消し等を決定し、また 2017 年 1 月 5 日には第三者割当の中止  
を決定し、同日、有価証券届出書を取り下げていたにもかかわらず、これらの事項について適時  
に開示が行われませんでした。

同社代表取締役らは、当初、これらの事項について適時に開示を行う必要性を認識しておらず、  
また、当取引所からの指摘により、その必要性を認識した後も、直ちに開示を行うための対応を  
怠っており、同社における適時開示を適切に行うための体制に不備があると認められます。

また、同社では、2016 年 3 月以降複数回にわたり開示遅延が発生しており、その発生原因と  
して、適時開示の責任者である同社代表取締役や担当者が開示基準及び開示時期を正確に理解  
してなかったこと並びに同社常勤取締役らで構成し開示の可否等を確認する会議体が機能して  
いなかったことなどが認められました。

以上を踏まえると、これらの開示は、その開示時期が遅延したことにより上場規則に違反して  
おり、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められ

ることから、公表措置を行うことにしました。

また、これらの開示遅延は、同社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、同社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることにしました。

以上